

KYOTO STEAM—世界文化交流祭—2020

アート×サイエンス IN 京都市動物園 アートで感じる？チンパンジーの気持ち 映像に関するプラン作成・プログラミング補助及びテクニカル統括業務委託仕様書 (案)

1 業務名

アート×サイエンス IN 京都市動物園 アートで感じる？チンパンジーの気持ち
映像に関するプラン作成・プログラミング補助及びテクニカル統括業務委託

2 展示（公開実験）日時

令和2年3月21日（土）・22日（日）・24（火）～29日（日）
各日10時～11時／14時～15時

3 会場

京都市動物園 類人猿舎 屋内展示場3
<https://www5.city.kyoto.jp/zoo/>

4 業務内容

(1) 映像プランの作成

別紙企画書5・6頁記載の映像作品をアーティストが制作するに当たり、当該作品の映像とそれに付随するインタラクション（相互作用）を効果的に実現するために、次の項目を作成すること。

ア 映像機材リストの作成

- ・アーティストの作品プランを、効果的に実現すること
- ・効率的な展示運営及びメンテナンスを考慮すること

イ 映像設営図面の作成

- ・会場の制約を十分に理解し、安全に配慮すること
- ・映像以外のテクニカルと調整の上、効率的な設営図面を作成すること

ウ 映像設営・調整・撤去スケジュール作成

- ・実行委員会と密に意思疎通を行い作成すること
- ・安全な作業工程であること

(2) プログラミング補助

別紙企画書5・6頁記載の映像作品をアーティストが制作するに当たり、当該作品の映像とそれに付随するインタラクションを効果的に実現するために、アーティストが行うプログラミングに係る補助を行うこと。

(3) 設営・調整・撤去

(1)で作成したプランに基づき、具体的な機材設営や人員等について、手配すること。

ア 映像機材の手配

- ・機材及の手配（プロジェクター4台・ズームレンズ4個を除く）

- ・機材運搬（車両手配を含む。ただし、プロジェクター4台・ズームレンズ4個分を除く）
- イ 映像設営・調整・撤去に係る作業人員の配置
 - ・作業に適した専門的な人員の手配
- ウ 映像設営・調整・撤去作業
 - ・会場の映像設営（調整含む）、撤収一式
 - ・安全対策
 - ・展示終了後の原状回復
- エ その他必要となる業務

(4) 展示運営

- ア 映像に関する展示運営マニュアルの作成
 - ・映像に関する専門的知識のないスタッフでも運営できること
 - ・不具合、機材トラブルの対応について明記すること
- イ 開催期間中の不具合、機材トラブルへの緊急時対応
 - ・迅速に対応し、復旧すること

(5) テクニカル統括

- ア 全体設営図面の作成
 - ・会場の制約を十分に理解し、安全に配慮すること
 - ・映像以外のテクニカルと調整の上、効率的な全体設営図面を作成すること
- イ 設営・調整・撤去全体スケジュール作成
 - ・実行委員会と密に意思疎通を行い作成すること
 - ・安全な作業工程であること
 - ・映像以外のテクニカルと調整の上、効率的な全体スケジュールを作成すること
- ウ 進行管理
 - ・実行委員会との密な意思疎通の上、進行を管理すること
 - ・映像以外のテクニカルと調整の上、進行を管理すること
- エ その他必要となる業務

5 事業実施スケジュール

- (1) プログラミング補助 令和2年2月1日（土）～令和2年3月20日（月）
- (2) 設営 令和2年2月13日（木）～令和2年2月17日（月）
- (3) 機材調整 令和2年2月18日（火）～令和2年3月20日（金・祝）

上記、事業実施スケジュールは現状の予定であり、詳細については、受託者選定後、別途協議するものとする。

6 成果物

成果物	内容	納入時期
映像機材リスト	本事業に映像に関する機材リスト	事業着手前
映像設営図面	本事業の映像に関する設営図面	着手後速やかに
映像設営・調整・撤	本事業の映像に関する設営・撤去スケジユ	着手後速やかに

去スケジュール	ール	
映像に関する展示 運営マニュアル	本事業の映像に関する展示運営マニュアル	着手後速やかに
全体設営図面	本事業に関する全体設営図面	着手後速やかに
全体設営・調整・撤 去スケジュール	本事業に関する全体設営・調整・撤去ス ケジュール	着手後速やかに
実施報告書	本事業の実施内容を完結に記載したもの	履行完了後、速 やかに
その他	事業実施に当たり、市と受託者にて協議し、 必要と認められたもの一式。	適時

7 委託期間

契約締結日から令和2年3月31日（火）まで

8 契約条件

(1) 契約形態

委託契約

(2) 委託金額の上限

2,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(3) 支払い

成果品検収後、受託者の請求により委託料を支払う。

9 その他

(1) 法令順守

本業務は、本仕様書によるほか、関係法令等に準拠して実施すること。

(2) 秘密の保持

受託者は、本契約業務履行を通じて知り得た秘密を外部に漏らし、又は、他の目的に使用してはならない。

本規定は、契約が終了、又は解除された後においても同様とする。

(3) 実施報告書作成への協力

当該事業は、平成31年度文化庁文化芸術創造拠点形成事業等の補助金を活用して実施するものであり、当実行委員会が文化庁への報告書を作成する際には必要な協力を
行うこと。

(4) その他

仕様書の定めのない事項並びに事業の実施に関して疑義が生じた場合は、受託者は、
速やかに実行委員会と協議を行うものとする。